

奈良市立中学校給食導入検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 奈良市立中学校における給食の実施について検討するため、奈良市立中学校給食導入検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、奈良市立中学校における給食について、給食形態、実施方法、実施時期その他の事項に関し調査及び研究をする。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、教育長が委嘱し、又は任命する 15 人以内の委員をもって組織する。

(会長等の職務)

第 4 条 検討委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

(報告)

第 6 条 会長は、第 2 条の調査及び研究の成果について、教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部保健給食課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 18 年 5 月 9 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は第 6 条に規定する報告の終了をもってその効力を失う。

附 則 (平成 23 年 5 月 10 日教委告示第 13 号)

この告示は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。